

料金後納  
郵便

郡上市商工会だより

2020.10 発行第 139 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: [gujo@ml.gifushoko.or.jp](mailto:gujo@ml.gifushoko.or.jp) Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

## 「食の王国郡上！食べ歩きスタンプラリー（仮称）」 で飲食店を回って商品券の抽選に応募しましょう！

コロナ禍により売上が減少している郡上市内の飲食店の振興と、街のにぎわいを取り戻すため、飲食店や喫茶店を巡るオトクなスタンプラリーを実施します。

お客様に安心・安全に配慮しながら食事を楽しんでもらうために、コロナウイルス感染症防止対策を行っている店舗が対象です。

### スタンプラリー内容

- ①スタンプラリー台紙をもって飲食店・喫茶店を利用する  
(新聞折込、参加店にも台紙配布)
- ②会計時、来店者全員の台紙に参加店のゴム印を1回押してもらう  
(ゴム印が無い店は、店名と代表者名を記入して認印)
- ③3店舗分溜まったら満点となるので応募。抽選で郡上市共通商品券 3千円分  
が300名に当たる!



- スタンプラリーの実施期間 -

### 令和2年11月1日(日)～令和2年12月31日(木)

- 抽選応募方法 -

12月31日迄に商工会へ提出・郵送又はスタンプラリー参加店に提出

## 「自分で作れる！ホームページ・ネットショップ作成セミナー」開催

ホームページやネットショップは欲しいけど、お金がかかる・・・。  
それなら自分で作ってみませんか？作成費用・運営費用無料のホームページ・ネットショップの作成セミナーを開催します(先着10名)。

講師：くおん経営 ITコーディネータ 遠藤 久志 氏

とき：令和2年11月4日(水)、11月12日(木)、18日(水)

各回13:30～16:00(全3回)

場所：郡上市産業プラザ1F 101会議室

対象者：パソコン又はタブレットPCの操作がある程度できる方

持ち物：ノートPC又はタブレットPC



### ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

次回締切 令和2年11月26日

### 持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

次回締切 令和3年2月5日

### IT導入補助金

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

次回締切 令和2年11月2日

生産性革命推進事業に係る3つの補助金



で検索

**重要!!**

# 郡上市飲食・宿泊プレミアム付商品券の

## 換金期限が迫っています！



換金期限は**令和2年10月30日（金）迄**です。  
**換金期限を過ぎますと換金できませんので、ご注意ください。**  
『郡上市飲食・宿泊プレミアム付商品券』がお手元にまだある事業所は期限内に本所又は各出張所にて換金手続きを行ってください。

(公財)日本電信電話ユーザ協会

電話対応コンクール中濃・飛騨地区大会  
**入賞おめでとうございます!**

### ◆7ア-ス部門 優秀賞

郡上市役所  
野 邑 真 子 様  
郡上市役所  
松 原 拓 己 様



★10月7日開催の岐阜県大会に出場されます!

岐阜県最低賃金を改正

時間給 **852 円**

令和2年10月1日から

岐阜労働局

最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・委託などの雇用形態や呼称に関係なく、**働くすべての方に適用**されますので、**最低賃金額以上**になっているか、必ずご確認ください。

# 創業したら小規模共済!!

## 创业者のためのセーフティネット

◆「**経営者の退職金制度**」  
豊かな老後のための準備

◆「**万一の時の備え**」  
共済金等の受給権(掛金)は差押禁止

◆**国が定めた制度で「安心・確実」**  
法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度  
国が全額出資する(独)中小機構が運営

◆**掛金は、「月額1,000円から」**  
500円刻みで上限は月額7万円(年間84万円)  
いつでも、「増額」や「減額」ができます

◆**とにかく「大きな節約」**  
掛金は、全額「所得控除」  
受取るとき(共済金)は、「退職所得扱い」(一括受取)

◆**加入期間が長いほど有利・・・「早めの加入」**  
加入年数が勤続年数扱い

◆**加入後は従業員数が増えても継続可(通算手続き時を除く)**  
・・・「資格があるうちに」

ご相談は商工会へ



加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。